住井すゑとその文学の里（四十八）

―牛久沼のほとり―

牛久市文化財保護審議委員　栗原（くりはら）　功（いさお）

住井すゑら作家の執筆が自由に
―農地の解放と犬田卯―

作家の執筆（出版全般対象）の内容が、明治憲法（大日本帝国憲法）の下では、諸法律に定められ統制されてきた。そして、戦時中には戦意高揚を図る内容の執筆も余儀なくされた。

それらの統制と取り締まりに関する諸法律が、敗戦（昭和20年8月15日）後の10月4日に廃止され、作家が自由な内容の執筆ができるようになった。

出版界では雑誌『文芸』『文学』が相次ぎ同年10月に、『新潮』が11月にそれぞれ復刊され、紙不足の中、粗悪な紙ながら雑誌、書籍の発行が盛んになった。

住井と次に挙げる作家は、執筆の自由に新天地を得て、ペンを持ち直し、小学館の各学習雑誌に書きまくった。

小川未明、浜田広介が小学1・2年生、加藤武雄、村岡花子が小学3・4年生、山岡荘八、大仏次郎は小学5・6年生という風にすみ分けられていて、小川、浜田なら童話、加藤なら農村物、村岡ならアンデルセン、山岡、大仏なら時代物と分野も決まっていた。

そんな中で、住井は重宝であった。すべての学年に彼女だけは登場するし、その作品の内容も多岐にわたっている。昭和26年を例にとってみる。

小学1年生『貝ざいくはどなたに』（8月）、小学2年生『みずのかがみ』（3月）、『やぎとすずめ』（4月）、『イソップどうわ・やどかり』（5月）、『茨城県の民話・いしのかがみ』（12月）、小学3年生『かにのあんよ』（4月）、『くろいすずめ』（5月・筆者犬田卯）、『頼山陽（らいさんよう）とおかあさん』（5月）、『きんぎょのおどり』（6月）、『つばめとともに』（7月）、『らくだ』（9月）、『あか牛くろ牛』（10月）、『なんきんだまのくびかざり』（10月・筆者犬田卯）、『やさしいばあさん』（12月）、小学4年生『きつねどりの名人』（1月）、『あたまとあしのちえくらべ』（4月）、小学5年生『れんさい少女小説・花咲く日』（1月、2月、3月）、『おかあさんのあみ物』（4月）、『親牛子牛』（7月）、小学6年生『インド童話・かしこいウサギ』（9月）

住井は翌27年（1952年）11月の『小学5年生』2月号に発表した『みかん』で、小学館創業30周年記念の第1回小学館児童文化賞の文学賞を受賞している。

一方の犬田卯は、以前東京で、農民文学研究会を結成して機関誌月刊『農民』を発行、その誌上で封建時代より連綿と地主階級が所有してきた田・畑を小作人（※）に解放することを叫んだのだった。

ところが、犬田にすれば自分が叫んだ農地の解放が、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）から出される指令によって、断行されていくではないか。

その農地解放は、昭和21年（1946年）の10月に自作農創設特別措置法・改正農地調整法両法の公布で施行となった。ついで翌22年（1947年）6月に地主保有農地限度面積が、従前の5町歩から都府県平均1町歩（1ヘクタール）に定められ、北海道は特例で4町歩認められることになった。こうして地主所有の田・畑をいったん国が買い上げ、国が小作人に売り渡すという手順で解放が断行されたのだった。

全国の昭和20年（1945年）11月段階の小作地総面積は236万8233町歩で、小作地率にすると45・9％であったものが、昭和25年（1950年）8月に至っては51万4724町歩に大幅な減少となっていて、小作地率は9・9％になっていた。

茨城県の記録では、自作農創設特別法が廃止され、新たな農地法が施行された昭和27年度までの7年間で、地主→国→小作人へというルートで売り渡された田・畑の総面積は9万4463町歩に達した。

牛久村の場合は、小作地総面積がおおむね269町歩（3・896筆）あったが、その中のおおむね178町5反歩（2・532筆）が解放になった。

※小作が地主の田・畑を借り、小作料（物納が多かった）を払ってその田・畑を自ら耕作し、農業を営む小作従事者を小作人と呼んだ。

⬆『わたしの少年少女物語』―住井が昭和26年（1951年）から小学館の学習雑誌に書いた外国の童話や茨城県下に伝わっている民話が収録されている。平成元年（1989年）に（株）労働旬報社より発刊された。

「広報うしく1月1日号」11ページのおわびと訂正
衆議院議員総選挙に当選した宮原庄助の出身地に誤りがありました。正しくは那珂湊市です。おわびして訂正します。